

令和7年2月18日

# 山県郡でも日本版ライドシェアが始動！

～週末夜の移動に！隣接区域のタクシー事業者が通年で日本版ライドシェアを運行するのは”全国初”！～

「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）」は、タクシー事業者の管理の下で、タクシーを補完する目的で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、タクシーが不足する曜日や時間帯において、有償で運送サービスを提供するものです。中国地方ではこれまでに「広島交通圏」を初め、17の営業区域で許可を行っています。

この度、「山県郡」（安芸太田町及び北広島町）の営業区域において、広島県では4番目となる日本版ライドシェアの許可を行いました。

今回の許可は、同地域のタクシー事業者の営業が19時に終了する中で、日本版ライドシェアを活用し、特に一定の需要が見込まれる金曜日の夜間（19時台～23時台）の移動手段を確保することを目的としています。このため、同営業区域に隣接する「広島交通圏」のタクシー事業者が運行主体となります。

通年での隣接区域のタクシー事業者への許可は、「全国初」の事例です。なお、運転手は、地元の方となります。

国土交通省では、安全・安心を確保しつつ地域の移動の不足の解消につなげるため、日本版ライドシェアのバージョンアップを順次行ってきていますが、中国運輸局では、引き続き利用者の利便性の向上に取り組んでまいります。

## 記

1. 許可年月日：令和7年2月18日
2. 許可権者：中国運輸局広島運輸支局長
3. 許可を受けた営業区域、事業者名称、許可車両数、期間及び時間帯：

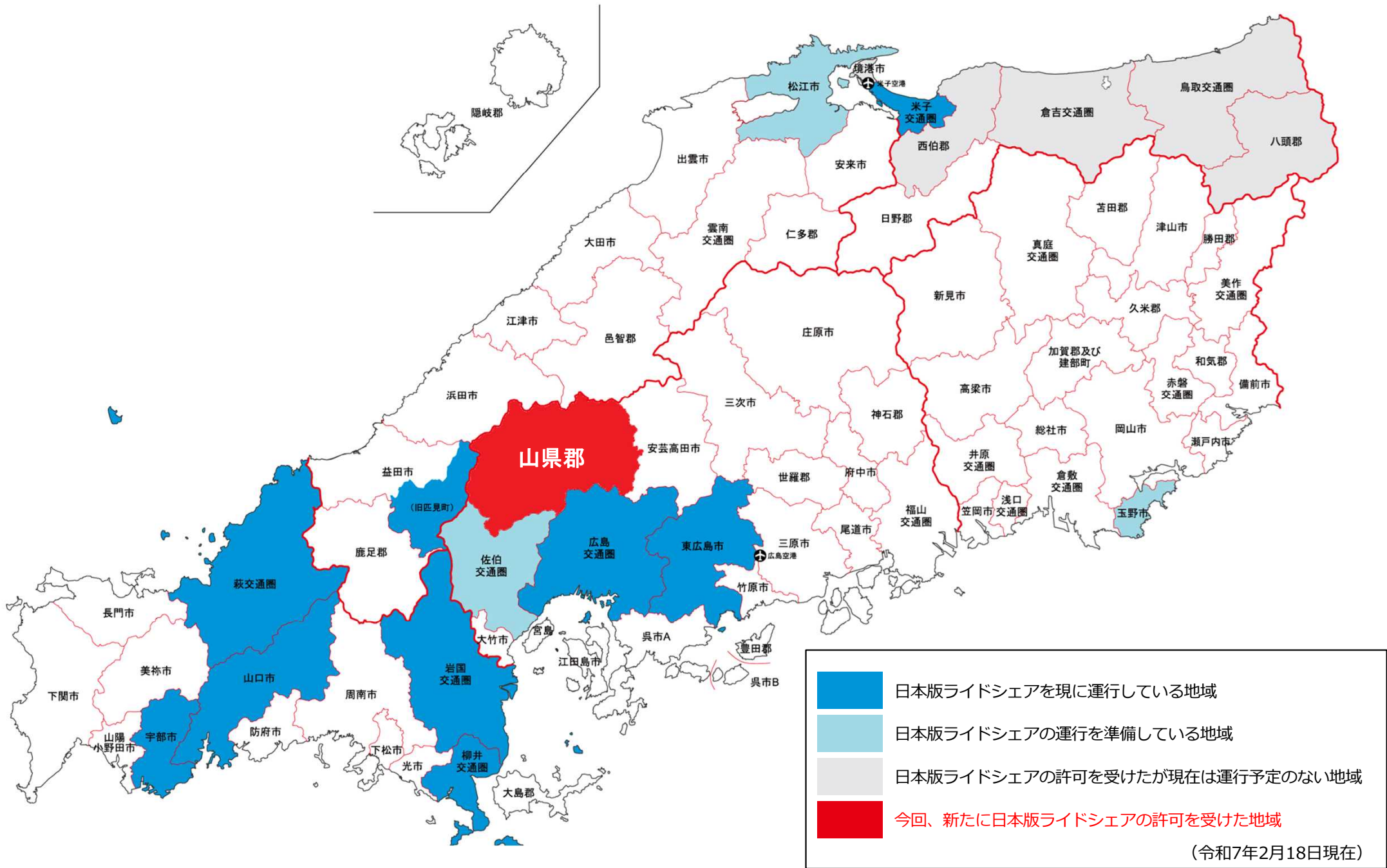
営業区域	事業者名称 ( )は実施営業所名	車両数	期間及び時間帯
山県郡	つばめ交通株式会社(本社)	3台	金曜日の19時台～23時台

【参考】「山県郡」の法人タクシー事業者数 10事業者、車両数42台(令和7年1月31日現在)

### 【問合せ先】

中国運輸局自動車交通部旅客第二課 石井、小林  
電話：082-228-3450  
中国運輸局広島運輸支局輸送・監査担当 藤本、竹中  
電話：082-233-9167

# 中国地方における日本版ライドシェアの導入状況



- 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業を創設
- タクシー配車アプリデータ等を活用して、営業区域ごとにタクシーが不足する時期、時間帯及び不足車両数を特定



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	98%	98%	98%	98%	96%	89%	95%
1時	98%	98%	98%	97%	87%	67%	96%
2時	98%	99%	98%	99%	93%	66%	97%
3時	98%	98%	98%	98%	97%	70%	97%
4時	97%	98%	98%	98%	98%	87%	96%
5時	97%	97%	97%	98%	96%	95%	92%
6時	97%	97%	97%	98%	94%	97%	93%
7時	88%	91%	94%	94%	91%	98%	96%
8時	78%	81%	84%	85%	79%	98%	97%
9時	85%	85%	90%	88%	85%	97%	95%
10時	95%	95%	96%	95%	92%	95%	93%
11時	97%	97%	97%	97%	93%	94%	89%
12時	97%	97%	97%	96%	95%	93%	88%
13時	97%	98%	97%	97%	97%	94%	91%
14時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	94%
15時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	95%
16時	98%	97%	98%	97%	96%	92%	95%
17時	95%	93%	94%	92%	87%	85%	92%
18時	94%	94%	93%	92%	85%	90%	95%
19時	97%	97%	97%	97%	95%	93%	95%
20時	98%	98%	98%	98%	97%	95%	95%
21時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	96%
22時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	97%
23時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	98%

東京の例

**【タイプ1】配車アプリのデータに基づき不足車両数を算定し、自家用車活用事業を行う地域(大都市部)**

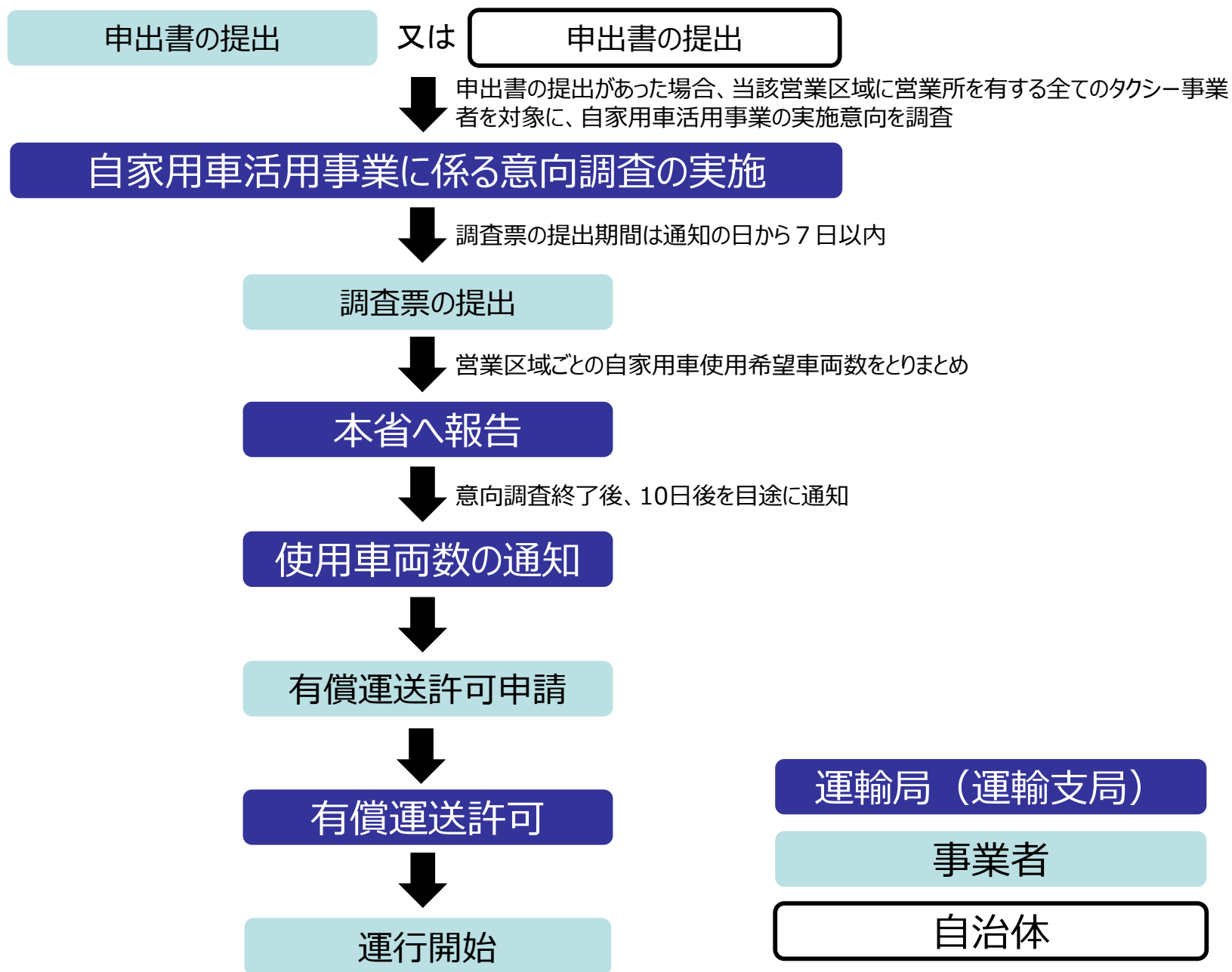
東京、横浜、名古屋、京都、札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡(12地域)

**【タイプ2】その他の地域(大都市部以外)**

簡便な方法※により不足車両数を算定し、タクシー事業者に実施意向がある場合は実施が可能

※金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該地域のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす。

※ただし、自治体が特定の曜日、時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は、その内容を不足する曜日、時間帯及び不足車両数とみなす。



## これまでの日本版ライドシェアのバージョンアップの実施内容

- 6月28日 雨天時における対応
- 8月5日 酷暑における対応
- 8月5日 イベント開催時における輸送力向上方策
- 9月10日 災害対応時の自家用車活用事業の活用
- 9月10日 配車アプリを使用しない自動車活用事業の導入
- 9月10日 貨客混載の導入
- 9月10日 協議運賃の導入
- 9月17日 大都市以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充
- 10月11日 鉄道等の公共交通機関の遅延時における自家用車活用事業の活用
- 10月25日 イベント開催時や紅葉シーズン等における自家用車活用事業の活用  
(「8月5日イベント開催時における輸送力向上方策」をバージョンアップしたもの※)
- 11月27日 事前確定運賃に時間制運賃が活用できることの明確化

### ※【バージョンアップの内容】

- 日本版ライドシェアを、次の(1)のみ活用可能であったが、(2)でも活用できるように変更
- (1) タクシー事業者がイベント主催者又は周辺公共団体からの要請を受けて実施する場合
  - (2) タクシー事業者が関係地方公共団体と調整・相談の上実施する場合